

平成 30 年度後期高齢者医療保険料 (確定額) の通知書を送ります

間健康生活課高齢者医療係 **☎** 63-1420

平成 29 年中の所得(収入)額と世帯状況(平成 30 年4月1日現在)から算定した保険料額の決定通知 書と納付書を7月中旬に送ります。

新しく後期高齢者医療制度に加入した人は、これ まで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や 支払時期が違うことがあります。

【平成30年度の保険料】

均等割額 【47,900円】

所得割額 【(総所得金額等-33万円)×9.26%】

※所得が低い人や被用者保険被扶養者だった人は保険料が軽減 されます。

【保険料の納付方法】

- ●年金からの差引(特別徴収)
- ・対象 差引対象の年金が年額 18 万円以上で、介 護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた金額 が、各月に支給される年金額の半分を超えない人
- ●□座振替か納付書での納付(普通徴収)
- ・対象 特別徴収対象の条件に当てはまらない人、 特別徴収から口座振替に納付方法の変更を申し出 た人、平成30年3月以降に後期高齢者医療の被 保険者になった人
- ●特別徴収から普通徴収(□座振替)に変更するこ とができます

納付方法を変更するためには手続きが必要です。 ただし、変更が認められない場合もあります。



介護保険負担割合証を送付します

総合事業対象者と要介護(要支援)認定者へ平 成30年度分の介護保険負担割合証を7月中に発 送します。手元に届いた介護保険負担割合証は担 当ケアマネジャーにご提示ください。

8月から、65歳以上の人の負担割合は、前年の 所得に応じて、1割・2割・3割の3段階となります。 なお、40歳~64歳の人の利用者負担割合は、引 き続き1割になります。



間高齢者支援課介護保険係

2 63-1418

●負担割合証区分表

	自己負 担割合	
本人の合計所得金額が220 万円以上の人	下記以外の場合	3割
	本人を含めた合一世帯の 65 歳以 上の人の年金収入とその他の合計所 得金額が ・単身:340 万円未満 ・2 人以上:合わせて 463 万円未満	2割
本人の合 計所得金 額が160 万円以上 220 万円 未満の人	下記以外の場合	
	本人を含めた合一世帯の 65 歳以 上の人の年金収入とその他の合計所 得金額が ・単身:280 万円未満 ・2 人以上:合わせて 346 万円未満	1割
64歳以下の 円未満の人 ⁷		



護保険負担限度額認定申請はお済みですか

間高齢者支援課介護保険係 **2** 63-1418

市民税非課税世帯の人は、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医 療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショー トステイ) 利用時の居住費と食事の負担が軽減さ れます。

軽減を受けるには必ず申請が必要です。既に適 用を受けている人も7月末で適用期間が満了とな ります。引き続き適用を受ける場合は、更新申請 をしてください。

- ●対象 次の①②どちらも満たす人
- ①本人、配偶者 (別世帯を含む)、世帯全員が市民税 非課税の人
- ②配偶者がいる人は預貯金などの合計額が2千万円 以下、配偶者がいない人は、1千万円以下の人
- ※婚姻届を提出していない事実婚も含みます。
- ●申請場所 高齢者支援課介護保険係
- ●必要なもの 保有する全ての通帳(申請前に必ず記) 帳してください)、有価証券など、印鑑(認印で可)



後期高齢者医療の保険証を送ります

間健康生活課高齢者医療係

5 63-1420

▲新しい保険証は苗色です

新しい黄色の保険証 (後期高齢者医療被保険者証) を送ります

水色の保険証の有効期限は7月31日火までです。新しい黄色の保 険証を7月末までに簡易書留郵便(受け取りの印鑑などが必要)で送 ります。8月1日似からは新しい黄色の保険証を使ってください。なお、 新しい保険証に書いてある一部負担金の割合(1割または3割)は、平 成30年度の市県民税の課税所得を基に判定しています。

後期高齢者医療限度額適用 • 標準負担 ●外来・入院時の一部負担金と食事代 ※平成 30 年 8 月から 額減額認定証をお持ちですか

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食 事代が減額される「限度額適用・標準負担額減 額認定証」は、世帯の全員が市県民税非課税(後 期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅡかⅠ)の人 を対象に交付しています。

●現在、水色の限度額適用・標準負担額減額認定 証を持っている人

水色の認定証の有効期限は7月31日火で す。8月1日🕅 以降も負担区分に変更がない人 には、新しい有効期限の黄色の認定証を保険証 に同封して送ります。更新手続きは不要です。

●限度額適用・標準負担額減額認定証を持って いない人で低所得者ⅡかⅠに当てはまる人

保険証と印鑑を持参し、健康生活課高齢者 医療係で申請してください。

3 割負担の人も限度額適用認定証が 必要なときは申請してください

8月から、3割負担の人で住民税課税所得 145万~689万円(現役並み所得者ⅡとⅠ) の人は、医療機関での支払いが高額になる 可能性がある場合(入院するなど)、「限度 額適用認定証」の交付を申請してください。

で、一人の記り、 即発に並ら及手し、 本一成 30 年 0 月 から						
負担 割合	所得区分	一部負担金上限額(月額)		食事代		
	UIACN	外来	外来 + 入院	(1 食当たり)		
3割	現役並み 所得者Ⅲ	252,60 (総医療費 -842	00円+ ,000円)×1%	460円*2		
		4回目から1	40,100 円*1			
	現役並み 所得者 II		00円+ ,000円)×1%			
		4 回目から 9	93,000円*1			
	現役並み 所得者 I	80,10 (総医療費 -267	0円+ ,000円)×1%			
		4 回目から 4	44,400 円*1			
1割	一般	18,000 円 (年間上限 14.4 万円)	57,600円			
			4回目から 44,400円*1			
	低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円	210円		
				160円*3		
	低所得者 I	8,000円	15,000円	100円		

現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得 690 万円以上の人 現役並み所得者 I …住民税課税所得 380 万円以上の人 現役並み所得者 I …住民税課税所得 145 万円以上の人

低所得者Ⅱ…世帯員全員が市県民税非課税の人

低所得者 […世帯員全員が市県民税非課税で、各所得が0円の人。 年金収入だけの場合は80万円以下の人

- ※ 1…過去 1 年に 4 回以上の高額療養費を受ける場合の 4 回目から のト限額
- ※ 2…指定難病者などは 260 円の場合もあります
- ※ 3…過去 1 年で認定証の交付を受けている期間の入院日数が 91 日 以上の場合の金額(手続きが必要)

「人にある」、「 ホ情 ※ な調 し 食 5 報食が理た中月、内原のでは、 介で食い 類き用き全に誤 ムは中で イペーキに 発中べの し毒た植有ら だ主意

る自

13 Arao City 2018.07